



2024年11月25日

各位

会社名 マニー株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 渡部 眞也  
(コード:7730 東証プライム市場)  
問い合わせ先 執行役常務CFO 橋本 尚久  
電話番号 028-667-1811

## 当社執行役に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1)	処分期日	2024年12月20日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 18,670株
(3)	処分価額	1株につき1,742円
(4)	処分総額	32,523,140円
(5)	処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の執行役7名 18,670株

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年10月26日開催の報酬委員会において、当社の執行役（以下「対象役員」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象役員を対象とする新たな報酬制度として、役員退職慰労金の廃止も含め、従来からのパフォーマンスユニット等の長期インセンティブ報酬制度を改め、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。本制度は、中期経営計画の初年度に一括して付与され中期経営計画の業績目標の達成度等によって譲渡制限を解除する「中期経営計画達成要件RS」と中期経営計画ラップ目標の達成によって付与され一定期間継続して対象役員の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する「中期経営計画ラップ目標達成要件RS」の2種類で構成されています。※上記2種類の譲渡制限付株式報酬の関係についての概要は別紙のとおりです。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象役員は、本制度に基づき当社から支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場

合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

報酬委員会の決定により、今回は、本制度を構成する2種類のRSである「中期経営計画達成要件RS」及び「中期経営計画ラップ目標達成要件RS」を付与することとし、本制度の目的、当社の業況、各対象役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象役員の更なるモチベーションの向上を目的として、「中期経営計画達成要件RS」の対象役員1名に対して、金銭債権16,153,566円を付与し、当該金銭債権の現物出資により普通株式9,273株を割り当てることとし、また、「中期経営計画ラップ目標達成要件RS」の対象役員6名に対して、金銭債権合計16,369,574円を付与し、当該金銭債権の現物出資により普通株式9,397株をそれぞれ割り当てることといたしました。本制度の前提となる報酬体系は、固定報酬65%に対して変動報酬を業績に応じ35%~70%とし、変動報酬のうち、中期経営計画達成に対する役員のコミットメントを強化することを目的とした長期インセンティブとしての株式報酬を15%~30%としております。また、譲渡制限期間につきましては、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するとともに、当社の中期経営計画が対象とする期間(現在の中期経営計画終了までの残期間約2年)を踏まえまして、約1年9か月間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象役員7名が上記のとおり付与された当社に対する金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が自己株式処分をした普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、それぞれ引き受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### 【中期経営計画達成要件RS】

##### (1) 譲渡制限期間

2024年12月20日~2026年8月31日

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役の地位にあり、かつ、当社が設定した業績目標として、当社が公表した2026年8月期に係る決算短信に記載された売上高(決算短信の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関して合理的に計算した結果に基づくものとする。)が300億円以上及び営業利益(決算短信の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関して合理的に計算した結果に基づくものとする。)が100億円以上及び2022年9月1日から2026年8月31日までの当社の株価成長率が対TOPIX成長率の1.69倍以上となること(以下「業績目標」という。)を達成することを条件として、当該中期経営計画の最終日以降初めて開催する報酬委員会において譲渡制限の解除を決定する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象役員が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

上記(2)にかかわらず、対象役員が、譲渡制限期間中に、任期満了その他正当な事由により、当社の執行役の地位を退任(死亡による退任を含む。)した場合には、業績目標を達成することを条件として、当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、当該本割当株式の払込期日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を21(2024年12月から2026年8月までの21か月)で除した結果得られる数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた結果得られる数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の本割当株式について、当該中期経営計画の最終日以降初めて開催する報酬委員会において譲渡制限の解除を決定する。

(4) 当社による無償取得

上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間中に、対象役員が、任期満了その他正当な事由により、当社の執行役の地位を退任(死亡による退任を含む。)した場合には、当該退任した時点において保有する本割当株式の数から、業績目標が達成された場合に譲渡制限が解除される予定の本割当株式の数を控除した数の本割当株式について、当該退任時点において、当社は当然に無償で取得する。加えて、当社の執行役の地位を退任した場合(任期満了その他正当な事由による退任(死亡による退任を含む。))の場合を除く。)、又は、業績目標を達成できなかった場合には、当該時点において、対象役員が保有する本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当社は当然に無償で取得する。ただし、業績目標を達成した時点より後に組織再編等の効力発生日が到来する場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等承認日において対象役員の保有に係る本割当株式の全部について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除する。また、この場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

**【中期経営計画ラップ目標達成要件 RS】**

(1) 譲渡制限期間

2024年12月20日～2026年8月31日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、当該中期経営計画の最終日以降初めて開催する報酬委員会において譲渡制限

の解除を決定する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象役員が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

上記(2)にかかわらず、対象役員が、譲渡制限期間中に、任期満了その他の正当な事由により、当社の執行役の地位を退任(死亡による退任を含む。)した場合には、本割当株式の全部について、当該中期経営計画の最終日以降初めて開催する報酬委員会において譲渡制限の解除を決定する。

(4) 当社による無償取得

上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間中に、対象役員が、当社の執行役の地位を任期満了その他の正当な事由(死亡による退任を含む。)以外の事由により、退任した場合には、当該時点において、当該対象役員が保有する本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

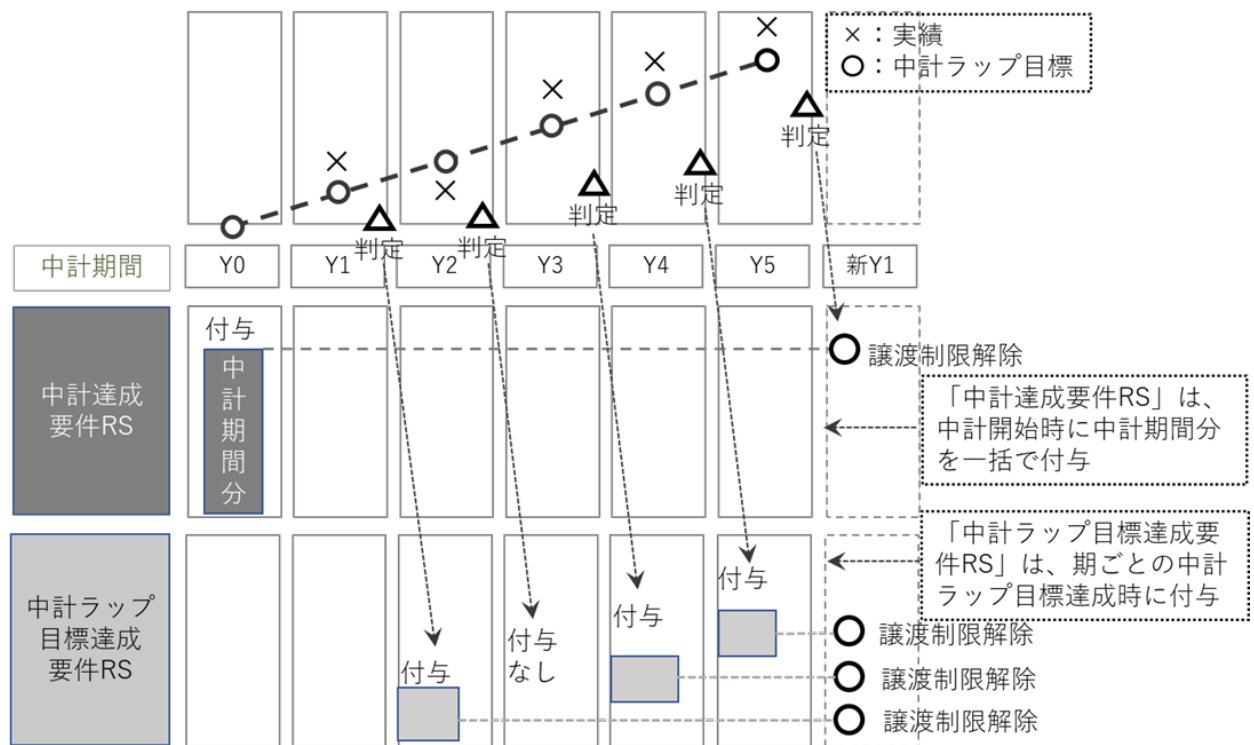
(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の譲渡制限を解除する。また、この場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。ただし、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時点が、2025年12月1日の到来時点までである場合には、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時点をもって、対象役員の保有に係る本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する自己株式処分は、本制度に基づく当社の第66期事業年度から第67期事業年度までの譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年11月25日(取締役会決議日)の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

別紙 本制度を構成する譲渡制限付株式報酬の関係（概念図）中期経営計画期間5年の場合  
 （中計：中期経営計画）



以上